

第2回大阪府廃棄物処理施設等の設置に係る 生活環境影響評価審議会議事概要

- 1 日 時：平成26年11月6日（木）16:00～17:00
場 所：大阪府環境情報プラザ 研修室
- 2 出席委員：井伊委員、石川委員、中田委員、花嶋委員、前田委員、水谷委員（50音順）
- 3 議 題：
 - (1) 大栄環境株式会社による産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の変更に係る生活環境影響調査書＜平井第8工区＞について
 - (2) その他
- 4 議事内容：
 - (1) 大栄環境株式会社による産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の変更に係る生活環境影響調査書＜平井第8工区＞について
 - 事務局より、資料1「変更許可手続き及び審議会における調査審議の流れ」、資料2「関係市長の意見と事業者の回答」、資料3「調査書に対する意見と事業者の回答のまとめ」について説明
 - 質疑応答
 - 【委 員】 集水ピットで水位測定を行うということですが、処分場内と集水ピットの位置関係やつながりについて説明いただきたい。
 - 【事 務 局】 処分場と集水ピットの断面図は資料編図面集の p.2 にあります。上から見た場合は、p.12 の浸出水集排水管配置図で、緑色の下向きの矢印の集排水管の先にある小さな四角が集水ピットで、それに隣接して浸出水調整槽、洪水調整池があります。
 - 【事 業 者】 処分場の底面には集水するために勾配をつけています。これと同じくらいの勾配をつけて、集排水管が処分場の底面から洪水調整池側に向かって伸びています。洪水調整池の付近で、集排水管の高さから下2mの深さに集水ピットの底があります。
 - 【委 員】 集水ピットの上の高さは、どの程度ですか。
 - 【事 業 者】 集水ピットの上の高さは、地面高さと同じ標高125mです。
 - 【委 員】 集水ピットの水位は、内部貯留した場合の水位と一致するということですね。
 - 【事 業 者】 はい。
 - 【委 員】 洪水調整池の容量はどれくらいですか。
 - 【事 業 者】 洪水調整池の容量は約5,000m³強です。洪水調整池は雨水を貯留し、雨水の流量を調節する施設なので、浸出水調整槽とは全く別の役割になります。
 - 【委 員】 法面に降った雨水は洪水調整池に流れるということですか。
 - 【事 業 者】 そうです。処分場の外に降った雨は洪水調整池に流れます。
 - 【委 員】 資料3の宙水の発生を未然に防ぐよう埋立てを行うとは、具体的にはどのように埋立てを行うのですか。
 - 【事 業 者】 埋立物には透水係数の低い物や高い物がございます。もし宙水が発生するとすれば、例えば粘土を広く埋立てた場合にその粘土層の上に宙水が発生することが考えられます。そうならないよう、粘土層が連続しないように埋立てる、もし連続するとすれば、縦向き集排水管に水が流れるように廃棄物層に勾配をつけて埋立てを行います。
 - 【委 員】 埋立廃棄物はがれき類が多いですね。がれき類は粒径が大きいので浸透係数は

高いですから、浸透係数が低い埋立物としては汚泥や汚染土壌が考えられます。これらを上手く埋立てるといえることですね。

【事業者】汚染土壌でも粘土状の場合もあれば、岩を砕いたような場合もありますので、性状に応じて埋立てる場所や埋立方法に気をつけて埋立ってます。

【会長】その他にございませんでしょうか。

【委員】資料3のほう素除去装置のN-メチルグルカミン型というキレート吸着剤は、ほう素除去に関してかなり使用実績があるものでしょうか。

【事業者】はい。

【委員】資料2で、計量時には運転者に廃棄物等の詳細を聞くということや、埋立時には展開検査を実施するという事業者の回答がありますが、実際にできるのですか。具体的にどうされるのですか。

【事業者】平井工区では、自社やグループ会社の中間処理施設からの残渣物、発生場所からの直送の廃棄物を埋立ってます。同業他社からの委託物を直接受け入れるということをしていません。自社やグループ会社の中間処理施設からの残渣物については、当然、自社で管理できます。発生場所からの直送の廃棄物については、現場での状況が工期の前半、中盤、後半によって変化しますので、具体的には、その現場の状況と積載している廃棄物が今までと変わりがあるのかどうかを運転手に確認します。その他、営業の者や現場を確認している者の情報から総合的に判断することになります。また、荷卸した後は、展開検査を実施します。

【委員】他に資料3で目視確認するという回答がありますが、具体性がないと感じます。

【事業者】説明不足でしたが、チェックシートがございまして、今も既設工区で実際にチェックシートを使用して管理を行っています。

【委員】盛土のえん堤から浸出水が漏出しないかと心配し、意見を述べました。既設工区でも同じ構造で問題ないということですが、他のお持ちの処分場ではどうですか。

【事業者】多少の違いはありますが、同じようなえん堤の構造を採用しており、今まで問題は起きていません。

【委員】廃棄物等がバランス良く搬入されればよいですが、実際にはある所で工事があれば同じような物が大量に搬入される場合もあるでしょうから、その時には、書いていただいているとおり管理するしかないのでしょうか。

それと、同じような構造の既設の処分場で問題は起きていないということですが、万一の対策を備えていただくということが大切だと思います。

【事業者】万一、想定外のことが起こった場合の準備ができているのかという主旨で御意見をいただいていると思っております。

【委員】そうです。

【事業者】我々としましては、色々なケースを想定して、対応を一から考え直すとともに、今の維持管理をより良いものにできればと思っています。

【委員】日常管理のチェック体制はあるのですか。

【事業者】えん堤の目視確認については、遠くから見ても分からないので、小段を歩いて確認することにしており、点検結果については、決められた様式で報告するというのを日常、行っています。

【委員】府に報告があるのですか。

【事務局】府に報告があるのではなくて、廃棄物処理法の規定に基づき、最終処分場等の産業廃棄物処理施設の設置者はモニタリング結果を自ら公表することになっていまして、今もホームページで公表されています。

【会 長】よろしいでしょうか。それでは、審議会の答申としましては、計画内容は概ね妥当だということで、答申の文言については、私に一任していただいてよろしいでしょうか。

【各 委 員】はい。

【会 長】ありがとうございます。それでは、議題1について、これで審議を終了します。

(2) その他

○ 特になし

【会 長】本日の議事はこれで終了します。

以上